

高住研キヨタ株式会社東京中央店特定（介護予防）福祉用具販売事業運営規定

（事業の目的）

第1条 高住研キヨタ株式会社が開設する高住研キヨタ株式会社東京中央店指定特定(介護予防)福祉用具販売事業所（以下「事業所」という。）が行う指定特定(介護予防)福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態(要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定(介護予防)福祉用具販売を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の専門相談員は、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い特定(介護予防)福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 高住研キヨタ株式会社東京中央店
- 二 所在地 東京都墨田区吾妻橋2丁目1番8号吾妻橋パーソナルハウス101号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たるものとする。
- 二 専門相談員 3名以上（うち常勤専任2名以上、管理者1名を兼務）
専門相談員は、特定(介護予防)福祉用具の選定の援助、取付け、調整、販売の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。
(ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く)
- 二 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(特定福祉用具販売の提供方法、内容及び販売費用の額等)

第6条

特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法は、次のとおりとする。

1. 専門相談員は福祉用具の販売に当たっては、利用者の身体の状態、利用者の希望、その置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具の目標、当該目標を達成するための具体的な特定(介護予防)福祉用具販売の内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成し、利用者または家族にその内容を説明の上、同意を得て、交付する。
2. 特定(介護予防)福祉用具販売に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づいて選定し、専門的知識に基づき販売する福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供するとともに、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関して点検を行い、利用者の心身の状態に応じて福祉用具の調整、修理等を行う。また、使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて、利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
3. 通常の事業の実施地域以外の地域で行う、福祉用具販売に要した交通費並びに特別搬出入費は、あらかじめ利用者または家族に対して事前に文書で説明し、同意を得て、文書に記名押印を受けるものとする。

①交通費 通常の事業の実施地域以外への交通費は1回当たり1,000円(有料道路の通行料は別途実費請求)とする。

②特別搬出入費 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合(階段やエレベーターにて搬出入することが困難でクレーンを使用する場合など)は、その措置に要する費用を請求する。

4. 特定(介護予防)福祉用具販売を提供した場合の販売費用は、別紙料金表(福祉用具販売カタログ)の金額とする。

特定(介護予防)福祉用具販売に係る販売費用の支払いを受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対し交付するものとする。

- 一 当該指定特定(介護予防)福祉用具販売事業所の名称
- 二 提供した特定(介護予防)福祉用具の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した書類
- 三 領収書
- 四 当該特定介護予防福祉用具のパンフレットその他当該福祉用具の概要

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、「墨田区」「江東区」「港区」「品川区」「江戸川区」の区域とする。

(取り扱い品目)

第8条 特定(介護予防)福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- 一 腰掛便座
- 二 自動排泄処理装置の交換可能部品
- 三 入浴補助用具
- 四 簡易浴槽
- 五 移動用リフトのつり具の部分

(相談・苦情対応)

第 9 条

1. 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、提供した指定福祉用具貸与に係る利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
2. 当該事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

第 10 条

1. 利用者に対する指定（介護予防）福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じることとする。
2. 利用者に対する指定（介護予防）福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
2. 虐待の防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
4. 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を管理者とする。

(その他運営に関する重要事項)

第 12 条

(研修)

1. 事業所は専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとするし、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用時後 2 週間以内
 - ②継続研修 年 2 回

(秘密漏洩の禁止)

2. 専門相談員その他の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
3. 専門相談員その他の従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、雇用契約に規定する。

(個人情報利用の場合の同意)

4. サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意を、あらかじめ文書にして同意を得ておくこととする。

(金品受領の禁止)

5. 当事業所の管理者、専門相談員及び従業員は居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させる対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受しないこととする。

6. 本規定に定める事項ほか、運営に関する重要事項は高住研キヨタ株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。